

## 消防用設備等点検報告制度について（消防法第17条の3の3）

消防用設備点検報告とは、消火器や屋内消火栓設備、自動火災報知設備などの消防用設備を定期的に点検し、消防署へ報告する制度です。

⚠ 火災の際に設備が正常に作動しないと、火災の発見が遅れ、初期消火ができない、避難する方向が分からないなど、危険な状態になります。

### 消防用設備等の種類



消火器



屋内消火栓設備



自動火災報知設備



誘導灯

※ 他にもスプリンクラー設備や消防機関へ通報する火災報知設備など消防法令に基づき消防設備が設置されている建物は、**点検・報告**が必要です。

### 点検・報告の流れ

消防設備業者などに点検を依頼して実施します。



消防用設備等点検結果報告書を消防署に提出します。



点検結果に不備がある場合は、改修をします。

◆ 下記の消防用設備は、**アプリ**で点検と報告書の作成を行うことができます。

- 消火器
- 非常警報器具
- 誘導標識
- 特定小規模施設用自動火災報知設備

[消防用設備等点検アプリ（試行版）](#)

ここをクリック☞

## よくある質問

### Q1 消防設備の点検の種類と頻度は？

- A 6カ月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検を行う必要があります。
- **機器点検**：外観又は簡易な操作による確認をする点検
  - **総合点検**：実際に消防設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検
- [参照 平成16年5月31日消防庁告示第9号]

### Q2 消防用設備等点検結果の報告の頻度は？

- A 建物の用途によって決められた期間ごとに提出する必要があります。

◆特定防火対象物 1年に1回の報告

(用途例：物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人又は災害時に自分で避難することが困難な人が利用する建物)

◆非特定防火対象物 3年に1回の報告

(用途例：工場、事務所、共同住宅、学校、駐車場等)

[参照 消防法施行規則第31条の6]

### Q3 消防設備の何を点検するの？

- A 消防設備ごとに定められている項目をすべて点検します。  
点検基準は、「昭和50年10月16日消防庁告示第14号」に定められています。

### Q4 面積が小さい建物の点検はいらないのでは？

- A 消防法で設置が必要な消防設備について、建物の規模に関わらず、点検・報告が必要となります。

### Q5 自分で点検できるの？

- A 次の①②にあてはまらない建物は、法律上資格がない方でも点検できますが、消防設備士や消防設備点検資格者に依頼することをおすすめしています。

① 延べ面積 1,000㎡以上の建物

② 地下又は3階以上の階に特定用途（物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人又は災害時に自分で避難することが困難な人が利用する建物）があり、かつ、屋内階段が一か所のみ建物

#### Q6 点検結果の報告書はどうやって作るの？

- A 告示で定められた様式を使用し、報告する必要があります。  
報告に使用する様式は、[📍のホームページに掲載されています。](#)  
[一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページ](#)

#### Q7 点検の結果、不備事項があった場合はどうしたらいいの？

- A 不備事項があった場合は早期に改修してください。  
不備があると、火災等の災害時に消防設備が正常に作動せず、被害を拡大させる可能性があります。

#### Q8 罰則はあるの？

- A 点検結果の報告が提出されない場合には、職員による立入検査等で指導を行います。それでも点検結果報告が提出されない場合には、罰則として30万円以下の罰金又は拘留となる可能性があります。  
[参照 消防法第44条第11号]

#### 【お問い合わせ先】

児玉郡市広域消防本部予防課

電話番号 0495-24-8392